

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第19条の4の2第1項	一般廃棄物に係る広域的処理の認定業者への支障の除去等のための措置命令	廃棄物対策課

1 処分基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の4の2第1項に掲げられている事項。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。